

副食費に関するよくある質問

Q1

副食費徴収免除判定の基準を教えてください。

A1

次のいずれかの方が副食費徴収免除の対象となります。

- ・ 年収360万円未満相当世帯のお子様
- ・ 第3子以降（※）のお子様

※ 利用施設が幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の場合は

小学校3年生から数えて第3子以降のお子様

利用施設が保育所・認定こども園（保育所部分）等の場合は

就学前児童から数えて第3子以降のお子様

Q2

9月から副食費が徴収となりました。なぜですか？

A2

副食費の徴収免除の判定は、毎年9月に切り替えを行います。

令和7年8月までは、令和6年度（令和5年1月～12月の収入）の市町村民税所得割課税額を基に決定されます。この期間は、定額減税が適用されているため、副食費徴収が免除になっていた可能性が高いです。

令和7年9月から翌年3月までは、令和7年度（令和6年1月～12月の収入）の市町村民税所得割課税額を基に決定されます。この期間には定額減税が適用されないため、副食費が徴収世帯になる可能性が高いです。

また、育児休業などにより令和5年中の収入が少なく、令和6年中に職場復帰などで収入が増加した場合は、9月から副食費が徴収判定になる可能性があります。

Q3

令和6年分の所得税に関する修正申告を税務署で行いました。
副食費徴収判定も変更されますか？

A3

所得税に関する修正申告を行い、市町村民税所得割課税額に変更が生じた場合は、副食費徴収判定が変更される可能性があります。この場合は、修正申告をされた次の月から見直しを行います。遡って副食費徴収判定を変更することは法令上できません。また、今回の副食費徴収判定に必要な市町村民税所得割課税額は、令和7年7月中旬のデータを基に決定しています。

所得税に関する修正申告をされた場合は、自動的に変更できませんので、役場こども未来課保育係（096-286-3117）まで必ず連絡をしてください。

Q4

副食費徴収免除の判定基準には、同一住所に住む祖父母の収入も含まれますか？

A4

父母が住民税非課税で、同一住所に祖父母の方と一緒に暮らし、祖父母が当該児童を健康保険上の被保険者として扶養している場合、または、父母の年収合計が130万円未満（ひとり親世帯等の場合は100万円未満）の場合は、祖父母の「市町村民税所得割額」の高い方を生計中心者と見なし、収入額を合算して副食費徴収免除を決定します。

引っ越しや児童の健康保険上の扶養者が変更になる等、世帯の状況が変わった場合は、副食費徴収免除の再判定を行いますので、役場こども未来課保育係までご連絡ください。なお、変更の場合は、申請の次の月からの反映となります。